

令和6年6月20日
(木曜日)

令和6年 第4回幌延町議会（定例会）
会議録 第1日目

議 事 日 程

- | | |
|----|---|
| | 開会宣告及び開議宣告 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会期の決定 |
| 3 | 諸般の報告 |
| 4 | 行政報告 |
| 5 | 一般質問 |
| 6 | 報告第1号 令和5年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 7 | 報告第2号 有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況報告について |
| 8 | 報告第3号 株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について |
| 9 | 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 10 | 議案第2号 幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 11 | 議案第3号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 12 | 議案第4号 工事請負契約の締結について（問寒別地区給配水管改修工事） |
| 13 | 議案第5号 令和6年度幌延町一般会計補正予算（第2号） |
| 14 | 議案第6号 令和6年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 15 | 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 16 | 発議第1号 懸案事項促進要望のための議員派遣について |
| 17 | 発議第2号 閉会中の継続調査について |
| 17 | 閉会宣告 |

本日の会議の順序

		町民憲章朗誦	日程第 8	報告第 3 号
		開会宣告及び開議宣告	〃 9	議案第 1 号
日程第 1		会議録署名議員の指名	〃 10	議案第 2 号
〃	2	会期の決定	〃 11	議案第 3 号
〃	3	諸般の報告	〃 12	議案第 4 号
〃	4	行政報告	〃 13	議案第 5 号
〃	5	一般質問	〃 14	議案第 6 号
		休憩宣告	〃 15	意見案第 1 号
		開議宣告	〃 16	発議第 1 号
日程第 6		報告第 1 号	〃 17	発議第 2 号
〃	7	報告第 2 号		閉会宣言
		休憩宣告		
		開議宣告		

出席議員（8名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

出席説明員

町 長	野々村 仁
農業委員会会長	小島 和博
代表監査委員	成田 義弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	青 木 順 一

総務企画課長	早 坂 敦
総務企画課参事	山 本 基 継
住民生活課長	村 上 貴 紀
保健福祉課長	島 田 幸 司
産業建設課長	角 山 隆 一
教 育 次 長	伊 藤 一 男
国民健康保険診療所事務長	古 草 勝
農業委員会事務局長	(角 山 隆 一)
選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)

総務企画課長補佐	渡 邊 智 民
総務企画課長補佐	梶 淳
住民生活課長補佐	伊 藤 崇
認定こども園長	鈴 木 由香里
産業建設課長補佐	新 野 貞 治
産業建設課長補佐	伊 山 英 貴
総務企画課総務係長	原 田 太 喜
産業建設課上下水道係長	宮 下 勇 人
産業建設課上下水道係主査	鎌 田 和 巳

議会事務局出席者

事 務 局 長	岡 田 英 樹
書 記 係 長	藤 田 秀 紀
主 任	横 山 薫

(10時00分開会)

議長 西澤裕之君

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付されているとおりです。

日程第1「議会録署名議員の指名」を行います。

本日の議会録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において4番、高橋秀之君、6番、無量谷隆君を指名します。

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日6月20日から24日までの5日間にしたと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日6月20日から24日までの5日間に決定しました

日程第3「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4「行政報告」を行います。

初めに一般行政について、報告を求めます。

町長 野々村仁君

それでは、幌延町議会6月定例会の開催に当たり、一般行政の執行状況について、御報告いたします。

地域運営組織・NPO法人「ミナといかん」の設立について、御報告いたします。

令和元年から持続可能な地域集落形成を目標に、問寒別地区をモデルに進めている「地域コミュニティ形成事業」については、令和4年度に「地域ビジョン」を策定し、これを推進する取組を進めているところです。この「地域づくりビジョン」では、地域に必要な機能を提供する小規模多機能拠点「集落支援センター(仮)」と地域住民等で組織する拠点の運営主体となる地域運営組織を形成することで、いつまでも暮らし続けられる地域集落づくりを進めることを目標としております。この地域運営組織は、地域の暮らしを守るため、地域住民が中心となり、地域課題を協議して解決に向けた取組を持続的に実践する組織であり、令和5年度は地域運営組織の形成を目標に、各種講演会や先進地視察等を実施すると

もに、地域住民・団体・事業者と懇談やヒアリング、説明会等を何度となく重ねてまいりました。そして、昨年末に組織設立に賛同するメンバーが集まり、地域運営組織設立準備会を立ち上げ、組織設立に向けて必要となる方向性や具体的な組織の形態、経営資源等について検討を重ね、本年4月16日に地域運営組織を特定非営利活動（NPO）法人の形態で運営する「ミナといかん」の設立総会が開催されました。

地域運営組織は、地域や役場で担えなくなった地域活動や日常生活支援等について、地域活動を専属で担う地域おこし協力隊等と協力可能な地域住民のサポートにより活動を推進していく団体です。

NPO法人「ミナといかん」は、現時点で正会員20名により構成され、理事5名、監事2名の役員で活動準備を進めていると報告を受けております。現在、NPO法人の認証申請手続きを行っており、7月末には認証・不認証が決まり、認証されましたら、法人登記することで法人が成立し、これ以降、法人として課題解決の取組を実行していくことが可能となります。町としても、これまで取り組んでまいりました「地域コミュニティ形成事業」の一つの目標である地域運営組織が持続的に運営していくため、継続的なサポートに努めてまいりたいと考えております。

本事業は、国が進める「小さな拠点」を想定しており、問寒別地区をモデルとして実施した後、幌延地区での展開を視野に入れて事業を進めてまいります。そのため、全町に適用できる恒常的な財政、人員、資機材等の面での支援措置制度構築を目指して、今年度は暫定的な補助制度による試行的な支援により、ノウハウを蓄積しつつ、町の支援体制について検討を進めてまいりたいと考えております。なお、6月4日に北海道知事が本事業の取組を視察に訪れ、NPO法人「ミナといかん」の役員と懇談をしております。

そのほか一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第4回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

議長 西澤裕之君

次に、教育行政について報告を求めます。

教育長 青木順一君

幌延町議会6月定例会の開催に当たりまして、教育行政の執行状況について、その概要を御報告いたします。

初めに、学校教育について申し上げます。

まず、第1学期が始まり、各学校運動会、体育大会が開催され、議員の方々にも参加していただきまして感謝申し上げます。また、修学旅行や宿泊研修も行われ、学びの多い旅行であり、児童・生徒ともに満足したものになったと報告を受けております。更に文科省により三つの全国的な調査、一つ目として全校児童生徒を対象にした「問題行動等調査」、二つ目として昨年度の小学校5年生、中学校2年生を対象とした「全国体力・運動能力調査」三つ目として今年度小6と中3を対象にした「全国学力・学習状況調査」を行っており、幌延町の結果として顕著なところを報告したいと思います。

まず一つ目の問題行動等調査では、昨年度よりもいじめの認知件数が増えていることが

挙げられます。これは、文科省や道教委から些細なトラブルもすべて計上するように指示があったことから昨年度より増加しております。二つ目として運動能力調査では、小学校と中学校女子、全国平均を超えておりますが、中学校男子は全国平均に届かない結果となっております。三つ目、学力調査ですが、今年4月18日に行われ、自校採点の結果ではありますけれども、小学校の算数、中学校の数学に課題が見られるところであります。なお、各学校の本調査、全国調査の方です、学力調査の結果ですけれども、文科省からの報告は7月26日金曜日となっております、それに伴います都道府県の調査結果の報道発表は7月29日の予定です。また、北海道の管内別の報道や市町村別の報告書の公表については、その後となります。町内の各学校では、これらの調査結果を受けて、課題解決に向けて組織的な取組を行っているところであります。教育委員会としても学校訪問や研修会での指導助言、教育環境の整備の充実に努め、子どもたちや教職員が安全・安心に生活でき、支援できるよう取り組んでいきたいと思っております。

部活動では、初めに管内中体連関係ですけれども、6月1日に豊富町で陸上大会が開催され、幌延中学校2年の村元慧白さんが男子走り幅跳びで優勝、同じく3年の寺本 蓮さんが男子砲丸投げで優勝、7月26日から函館市で開催されます全道大会に出場権を獲得したとの報告を受けております。また、6月15日稚内市で柔道大会が開催され、幌延中学校1年の西村歩乃さんが女子個人48キロ級で優勝、西村歩乃さんと同じく3年の西村真歩さんが女子団体に幌延・豊富合同チームとして出場し、優勝。7月29日から帯広市で開催されます全道大会への出場権を獲得したとの報告を受けております。

次に管内・全道規模の大会関係ですけれども、5月3日から芦別市と富良野市で北海道バレーボール協会主催の第44回北海道中学生バレーボール選抜優勝大会が開催され、稚内市合同・幌延チームとして、幌延中学校3年の宮本都亜さん、2年生の清水隆臣さん、2年生の田村燈真さん、1年の角山銀仁朗さんが出場し、準優勝したとの報告を受けております。6月8日に美深町で名寄地区バレーボール協会主催の第67回道北中学バレーボール大会が開催され、稚内東・稚内南・幌延の合同チームとして幌延中学校2年の寺本蘭さん、門田光環さん、2年生、黒金帆乃香さんと、同じく2年生、鈴木玲音さんと、同じく1年生の高橋ゆいさんが出場し、優勝したとの報告を受けております。

6月16日に稚内市で全日本少年軟式野球大会稚内地区予選大会が開催され、幌延・豊富・稚内東・利尻・鴛泊の5中合同チームとして、幌延中学校3年の佐々木皓琥さん、同じく2年の早坂樹さん、1年生の伊藤良汰さんが出場し、準優勝したとの報告を受けております。7月に開催されます宗谷管内中体連での健闘を期待するところでございます。

次に、社会教育について申し上げます。

各種社会教育・体育事業につきましては、年間計画どおり実施する方向で執り進めております。スポーツ少年団活動では、剣道少年団が5月26日に本町で開催した第54回天塩地区防犯剣道大会に出場。続けて、同会場で行われました第73回北海道少年剣道錬成大会及び第66回赤胴少年剣道錬成大会予選会では、個人の部で幌延小学校6年の梶朔さんが優勝、8月4日に札幌市で開催される全道大会へ出場権を獲得しました。

バレーボール少年団ですが、5月26日に稚内市で開催された第44回全日本バレーボ

ール小学生大会・北北海道大会稚内地区予選会の女子の部に幌延ウィングガールズが出場し、優勝。7月6日釧路市で開催される全道大会への出場権を獲得しました。

最後に野球少年団中等部ですけども、5月5日から6日、沼田町と北竜町で開催されました第14回全日本少年軟式野球クラブチーム選抜大会兼第35回瀬戸内少年軟式野球広島県交流大会北海道予選トーナメントに宗谷ベースボールクラブの一員として幌延中学校3年生佐々木皓琥さん、同じく2年生の早坂樹さん、同じく1年生の伊藤良汰さんが出場し、4位でした。選手たちの今後の更なる活躍を大いに期待するところでございます。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料とっております。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

以上をもって「行政報告」を終わります。

日程第5「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

6 番 無量谷 隆 君

6番、無量谷隆。通告に従って一般質問します。

私は、町有バス及び公用車の運行について質問します。

今年度から泊りがけの町有バス運行はしないと聞きました。各種事業の推進に影響が出てくるのではないかと私は考えています。また、働き方改革の観点から職員の公用車の運転業務についてお聞きします。

まず、第1点目、町有バスの運行方法の変更について町民にどのように周知したのかを伺います。

2点目、町有バス運行に関わる契約は誰とどのように契約するのか伺います。

3点目ですが、今後、町有バスの運行について、町としてどのように運営をしていくことと考えているのか伺います。また、町としてバスの運転主の確保を考えていないのか伺います。

最後に4点目ですが、職員が公用車を運転する場合の規則はどのようになっているのか伺います。

町 長 野々村 仁 君

無量谷議員の御質問にお答えします。

まず前段で、今年度から泊りがけの町有バス運行はしないと聞いたとのことですが、そのような事実はございませんので、まずは御承知おきいただき、その上で御質問にお答えします。

1点目、利用変更に対し町民へどのように周知したのかとの御質問ですが、町有バスの運行は、葬儀使用以外では、公務、老人クラブ、文化・スポーツ団体など限定的な使用基準としており、使用に当たっては町の担当課を通じて申請を頂いておりましたので、今回の利用変更の周知は町の担当課を通じて周知とさせていただきます。

2点目の町有バス運行契約はどのようなものかとの御質問ですが、今年度から町有バス

運行について町内業者へ委託することができなくなりましたので契約しておりません。あくまでも公用車として職員が運行している状況です。

3点目の今後のバスの運行について町としてどのように考えているのか。また、町としてバス運転手の確保は考えていないのかとの御質問ですが、今後も業者へのバスの運行を委託することは現実的に難しいかと思われまますので、バス運行を継続するとなれば職員による対応にならざるを得ないと考えています。現在も会計年度任用職員を任用してバスを運行していますが、体力的な問題などから使用基準を限定して対応しているところです。ただし、今後は運転手確保の点などから昨年度のような対応はできないものと考えていますので、これまでバスを利用していた各種団体などに御理解いただくとともに、やむを得ず民間のバスを利用した場合に対する補助などについても検討していきたいと考えています。

4点目の職員が公用車を運転する場合の規則はどのようになっているかとの御質問ですが、公用車の使用に関しては町有車両管理規程に規定しており、原則として外勤命令簿、又は旅行命令票により公用車使用を届出た後、必要、安全性、行程等を考慮して適切な配車を行うこととしております。

6 番 無量谷 隆 君

1点目ですけれども、利用がなされてないっていう、今までどおりというような形で担当者に通知したということなんですけれども、やはり、使う末端の方では、完全にそれが伝わってない状況であります。そういう中で、各種団体が今まで利用するのには、何かもう町のバスは運行できないよという言い方の形で伝わってるんじゃないのかなっていう感じはいたしました。ですけれども、現実には運行するということなんですけれども、じゃあ本当に、はたして1泊2日、あるいは泊りがけの研修及び大会等の参加に対して、これらは、もう今までどおり周知して運行できるのかと思った矢先であります。そういう中で、実際これ、町がやはり完全に今までどおりじゃないなということで質問していただきましたけれども、その中で、やはり担当者が、ある程度、課に任されてるっていう部分は明らかじゃないかなと思うんですけれども、これらの担当者といえども、やはり、末端の方まで周知願いたかったなっていう感じがします。そんなところで、もう一度聞きたい。

町 長 野々村 仁 君

団体等の申請につきまして、これまでも担当部局にこういう状況でこういう行程で行いたいという申請を頂いて、町バスの運行を決定しているというところでもございますので、今まで何も連絡しないということは、今までそういう形の中でも、同じように申請をしていただきながら、対応できるもの、できないものを、先ほども申したとおり、民間を使うとなれば、町が担当できないとなれば民間を使う、その措置の部分として支援をしていかなければならないということを、先ほどもお答えをさせていただいたところでもございます。

事業者さんが、どうしても、こういう形で委託を受けられないということのこういう今の人員不足のところでもございますから、町としては町民の皆様にも少しでも不便をかけないように一生懸命配慮していく。そのために任用職員として入っていただいて、この業務を何とかやる。それでも、やっぱり体力的に、一人しかいないということになると、なかなか難しいことがあるということについては民間にお願いをする、その手だても考えていく、その

こと自体で対処していくということしか、今のところできないんじゃないかなという気がしてございますので、それぞれ、今までと大きく変わったとか無くなったとかということではないですけども、申請を今までどおりしていただければ、その都度、そういう対応をしていける部分っていうのは大分あるのかなと、そのように感じています。

6 番 無量谷 隆 君

今までどおり、不自由なく町民が活用できるような形で推進してほしいなと思っております。

それで、2番目についてですが、運行契約の絡みなんですけども、町内業者の委託については、聞きますと去年の12月以降に今年度は運航ができなくなるよという形でできているかと思えます。そういう中で、バスも公用車というような形で町が考えていたのかなと思えますけども、今現在の運転手、職員じゃないんじゃないんですかという感じでお聞きしたいんですけども、外部からの運転者じゃないかなと思えます。いかがなんでしょう。

町 長 野々村 仁 君

町の任用職員として雇用している方であります

6 番 無量谷 隆 君

任用職員っていうかバスのみの任用職員、運転手の任用職員と考えていいんですか。それとも、ほかの業務をやりながらの運転手ってのは考えていたんですけども、ある程度、臨時的任用職員という考えになるんですか。その辺お聞きします。

町 長 野々村 仁 君

臨時的とか臨時的でないとかというよりも、任用職員として採用ですので、どのように使うかというのは、それぞれ、その担当部署でありますけども、臨時だとか臨時でないとかではなくて任用職員としての採用でございますので、御認識をいただければと思います。

総務企画課長 早坂 敦 君

すいません。私の方ちょっと補足をさせていただきたいと思えます。

今回のバスの運行に関しましてはパートタイム会計年度任用職員という形で雇用させていただいているということですので、バスを運行したその日数といいたまいますか、時間ですか、そういったところで給料等をお支払いしてるといような形で任用させていただいてると。また、葬儀バスの運行なんかもそうなんですけども、併せてその方をお願いしているというような状況でございますが、その方が、まだ、何かしら都合等でドライバーできないというようなこととなりますと、正職員、こちらの中で大型免許を持っている人員等も視野に入れながら運行を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

6 番 無量谷 隆 君

総務課長さんが説明したように、臨時職員とパート職員とまた違うような考えだと思ったんで、その辺、パートタイムの臨時職員ということで捉えてよろしいんですね。

任用職員かそういう形で、何とか不自由なく、可能な限り運転手をお願いするしかないなと思えます。

3点目ですけども、運行バスについてですけど、3番目の今後のバスの運行についてですけど、運転手確保できない場合は業者頼むというような形なんですけども、これは実質、い

つぐらいから、今現在運転する人ができない場合の運行方法というか、その辺の、今度、3月いっぱいまであるんですけど、今年度のいつぐらいから運転手がある程度確保しながらやる予定なんですか。

町 長 野々村 仁 君

いつとかではなく、今の運行を皆さんに、住民サービスが低下しないように同じような形で何とか職員でも対応していくというそういう形です。それでもやっぱりかなわない場合は、そういう民間を使わなければならない。やっぱりサービス低下をさせないためには、そういう相談を受けながら受けていくということですから、いつからとかじゃなくて、こういう方向に変わった時点で一生懸命、その中で支援の仕方を考えて、業者さんともお話をしていければ、また使用される団体の皆さんとも御相談をしていければと、そのように考えているところです。

6 番 無量谷 隆 君

そうなると、バス運行に対しての補助体制というか補助を検討するという事なんですけども、これも早急に条例なり、なんなり改正しながら運用するというような形をとつとると思うんですけども、やはり、早急にこれを対応しなければ、民間あるいは団体が利用に不便を感じるのではないかと思います。早急に、一応、民間のバス利用に対しての補助事業みたいな形で検討いただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

4点目の職員の公用車の運転ですけども、やはり、公用車を運転しながら、引率しながら会議等に参加する場合は、かなり職員の運転する方に負担が掛かるのではないかという感じはしています。

働き方改革で環境問題から労働の環境っていう形を考えますと、やはり、ある程度、長距離の場合は、別に担当者以外の運転手を必要とするのではないかという感じがするんですけども、今までどおり、このような形で職員の配置等を行う予定なんですか。お聞きします。

町 長 野々村 仁 君

それにどういう例を言われているか私には理解できませんけども、いずれにしろ公共交通がございまして。引率しながら、兼ねて、同じ帯同した人たちがその日も研修を受けながら、また運転をしてくるのに大変ではないかという話だったんだと思いますけれども、そのような場合は、やっぱり、公共交通を使っただきながら、運転手に負担の掛からないことであってもいいのかなと思いますし、それぞれ、その範囲内で、先ほどもずっとお答えさせていただきましたけども、この職員の規定によって定められている範囲内で、それができるという判断をしたところで、それぞれ配車をしているところでもありますので、その部分は、担当される職員の方々によって、それぞれ取り方は違いますけれども、公共交通バス、列車等の使いながらでも、そういう運転士がない場合は移動していただければと思いますので、何分、御理解のほどお願いいたしたいと思います。

6 番 無量谷 隆 君

先ほども言いましたけど、やはり多くの方々が研修あるいは引率をしていくという形で参加しますと、やはり、交通機関として移動に時間が掛かると、今、JRでもかなり、なかなか合わない時間帯が多くなっております。そういう中で、やはり今、町が持つるバス

を利用していくっていうのが、これから増えていく段階じゃないかなという感じがしたんで、公用車の運転についても、やはり、できるだけ何台も連なって参加するっていうような形ではなくて、バス運行と主として考えてほしいなと思います。その点、公共機関、確かにありますけども、なかなか不便を感じている状況なんで、その辺の考え方と、やはり、これからの町の職員が安心して、そういう大会、あるいは引率などのできるような環境づくりも考えるべきでないのかなって感じはしてますんで、その辺の町長の考えはいかがでしょう。

町 長 野々村 仁 君

先ほどもお話をしたとおりでありまして、職員の皆さんも、かねて、そこに研修があって、往復、また運転をするというような、そういう体制の場合では、サブがやっぱり必要だと思いますし、そこで、そういうサブが配置できないときには、公共機関を使って出張していただく。公務員の場合であれば、特にそういうことになるかと思っています。ただ、全員がそういうわけでもないし、複数行けばちゃんと行きと帰りを分けながらでも分散して、職員の皆さん方がそれぞれきちんと安全に帰ってこれるような体制もこの配車をする時点で、それを聞き取りしながら、そこは無理がないよね、大丈夫だよよねということで配車をしているということで聞いておりますので、その辺はいかようにもなるかなという気はしています。

まずは、それぞれ負荷が掛かるということ自体は、職員も含めてそうですけど公共交通を使いながら出張に行ってくる。どんどん、どんどん職員の数が少ない中で、職員一人が運転手だけで行って帰ってくるっていうのは、なかなか難しいのかと思ってますので、公共交通を使っていただくことをまず推奨していこうと、そのように思ってます。

6 番 無量谷 隆 君

やはり、8時間以内にある程度帰ってこれるような会議ならまだしも、やはり、8時間を超える、残業というか、そういう時間帯になる、車で移動するとなる可能性も、無きしもなくというような形であります。そういう中で、やはり、地道にこういうものを善処しながら改善していったほしいなと思っております。

また、町有バスについても、今のバスが結構大きな中型のバスっていうような形になりますけども、以前あった、同じ大型のバスですけど、小さい目のバスもあって、故障して、それ以来、導入されてないっていうような形なんですけど、今現在、やはり運転手がなかなか、大きいバスが運転できないってなれば、もう少し小さめのことも、1台増やしてもいいんじゃないのかなというふうに考えてるんですけども、その辺いかがでしょう。

町 長 野々村 仁 君

何度も繰り返しになりますけども、運転手自体が手に入らないということで任用職員をそういう形で1名雇用をさせていただいてるところの中で、2台あって、2台が動けるかっていう話でもあります。

今のところ、今の1台あるやつを何とか充分動かして、住民サービスはそれほど落ちない、低下させないということ自体に努力をしていきますし、職員でやることにも限りがございます。

先ほど言ったとおり、参加する人が何時から何時までに出なきゃないし、そこを最短につ

ていう、その理由もよく分かりますけども、そこも職員の働き方改革としては、不都合な話になってきますので、そういう時には、公共交通も含めて対策的に考えていただくということも一つの例かなと思ってます。

それでも、どうしても日程が取れないということは、民間のバスをチャーターして、どのような形でどういう形を取れるかということも視野に入れながら、今後ちょっと詰めていきたいと考えてます。

6 番 無量谷 隆 君

なかなかバス増車も不可能というふうな形かもしれませんが、やはり利用する方に対して、やっぱり今後不都合なことはないように運行を町としてお願いしたいなと思います。以上で終わります。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、6番、無量谷隆君の質問を終わります。

次の質問を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

3番、深澤博幸、通告により一般質問を行います。

初めに、ドローンの活用について。

今やドローンの開発や活用は目覚ましいものがあります。災害、農業、林業、生態調査、イベントなど、用途が様々な場面で活用されております。そこで、我が町でも設置し、今後活用する考えはないのか伺います。

次に、カラーマンホールの製作事業についてでございます。

町長は、3月定例会執行方針でも述べられ、予算審査特別委員会でも質疑、答弁を頂きましたが、多くの町民に理解してもらうために、改めて一般質問を行います。

一つ、3種類製作とありますが、その理由と製作費126万円の積算根拠をお伺いします。

2. 実物大とあるが、企画内容、重さ、寸法など、設置場所、展示期間はいつなのか伺います。

3. PR・広報用としているが、どのような効果を見込んでいるか。以上、伺います。

町 長 野々村 仁 君

深澤議員の御質問にお答えします。

1問目のドローンの活用に関する御質問ですが、議員御指摘のとおり、ドローンにつきましては農薬散布等に用いる作業用ドローンの登場以来、性能向上と並行して、小型化や低価格化等の技術開発が急速に進められたこともあり、現在においては、災害及び防災対応、産業振興、地域振興や娯楽使用など、幅広い分野において活用されており、安全規制や社会インフラの整備、専門人材の確保や育成に課題はあるものの、今後も更なる活用及び普及が期待されると認識をしております。

本町でのドローンの活用状況につきましては、記録及びPR映像の撮影等において委託業務発注により行っているところであり、今後も産業や観光分野等における活用は、計画的な運用が可能なことから、同様の方法により実施していく考えです。

ただ、一方で、防災の面から申し上げますと、用途の緊急性や住民の安全確保の点から考

えても町がドローンを保有する理由になり得るものと考えられますので、導入に当たっては運用方法の整備や人材の確保及び育成など課題は多くあろうとも考えられますので、今後は民間事業者との防災協定等による迅速な対応も視野に入れつつ検討を進めたいと考えております。

2問目のカラーマンホール製作事業に関する質問ですが、こちらは町の下水道整備事業の一環として実施するものですので、事業の全体像等を含め包括的に答弁させていただきます。

令和6年度町政執行方針の中でも触れておりますが、我が町の公共下水道施設における健全性の維持に当たりましては、長期的視点で施設の老朽化対策や長寿命化対策を講じる必要があることから、その指針として下水道ストックマネジメント計画を策定し、施設の点検及び調査、また修繕及び改善等について当該計画に基づき進めております。

本町の下水道網につきましては、整備以来25年以上経過し、老朽化が進んでいることもあり、近年では、毎年度、下水道管路の内部の状況等を調査した上で、適時、改修を進めており、令和6年度は町道3条仲通線、町道駅前仲通線及び駅前交差点において管路改修工事を実施します。また、下水道事業の運営に当たりましては令和5年度から公営企業会計へ移行し、経営基盤強化及び財政マネジメントの向上を図りつつ、下水処理等、住民サービスの安定提供に努めているところです。

このような状況の中、下水道施設の大規模改修に着手することを契機に下水道システムの一部を担い、かつ、下水道からイメージされるアイテムの中において最も知られているマンホールの蓋を通じて下水道システムの存在や視覚的にアピールした上で、その仕組みや全体像、下水道の役割を広く啓発することにより、地域住民における環境負荷、低減意識の醸成を図ることに加え、近年、地域の特色あるマンホールが観光資源として役割を果たしている側面もあることから、地域のにぎわいや話題づくりの貢献にも期待し、公共下水道事業開始時にデザインを作成した2種類に、町のマスコットキャラクターを使用した1種類を加えた3種類のカラーマンホールの蓋を作成を計画し、作成費用として126万5千円を予算計上しております。費用の内訳につきましては、型枠及び製作費が61万3千円、色つき作業費用が65万2千円、企画につきましては日本産業規格、いわゆるJIS規格に基づいた実使用可能な企画で考えており、直径60センチ、厚さ1.6センチ、重量は38キロ、設置場所につきましては役場町民ホールを基本に考えておりますが、移動可能な仕様としておりますので、より多くの方に御覧をいただけるよう、柔軟な対応をしていきたいと考えております。また、設置の際は下水道の役割や仕組みを示したパネルと併せて展示することによって、より事業効果を高めたいと考えております。

なお、展示期間を限定する考えは現時点ではありません。

3 番 深 澤 博 幸 君

再質問をさせていただきます。

ドローンですが、まず昨今、新聞報道で、結構、熊被害に対してドローンの活用が記事でたくさん出てまいります。我が町ですけれどもね、最近ではなくなりましたが、山菜取りの搜索など以前は多々あって、夜遅くなるとヘリコプターが飛ばないんで、消防団員含めて、人

海戦術ですか、遭難者を保護するために活動した時期がございました。やはり、これも時間的ちゅうか、もう暗闇にやると二次災害の問題もあるので、やり方もちょっと難しい、人海も難しい。

町長も御存じのとおり、今、ドローンの開発ちゅうのはすばらしいものがあって、熱感知器なんかを操作して、温度が20度ぐらいになると検知できるという、そういうドローンの開発もされております。そういう意味も含めて、あつてはならない災害ですけど、万が一のために幌延町として、ぜひともドローンの活性に向けて一歩前進していただきたいなという思いで質問したわけでございます。

私もいろいろ、こうドローンの話を調べているうち、いろんな活用方法があるんですね。

まあ、幌延町で今こそ、さんざんの事件があって、カラスの大群がいなくなったんですけど、カラスの嫌がる音をドローンが発信して、ドローンで駆除をしたり、それから新聞記事、ちょっと、ここにもあるんですけど、名寄市では民間業者と自動車学校が協定して、やっぱり、ドローンを使った救助訓練などを始めてると。都会では、なかなか熊に猟銃を受けて発射するちゅうことは無理なんで、やはりドローンで監視して、どっかに追い詰めていくというような手法もされているんで、今後、この場面がいろんなところで遭遇される。また、幌延町で運動会なんかやって、今までは平面で写真撮ったのが上空から撮影して、やっぱり変わった思考の見方ちゅうかな、そういう手法もだんだん子供たちも根付かしていくのが必要でないかなと気がするんですよ。

ただ、趣味で操縦するには資格は要らないんですけど、やはり、今言った公共事業だとか何かに使用すると許可の問題が出てくるんですね。その許可を取るにも高額。何か30万ぐらい掛かるんだってという話も聞いています。それから機材も何百万すると。やはり、個人的には、なかなかその保有するのが難しいのかなって気がします。

それで、町の補助制度で、今ちょっと調べてみたらあるんですね。ただし、幌延商工会に加盟してなかったら駄目だという項目なんです。ですから、私が言う役場職員だとか一般町民がそういう資格や物を持ちたいときに全て個人負担なんです。その辺の緩和っていうのは、町長どのように考えてるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

町長 野々村 仁 君

まさしく、近年はこのドローンがどんどん本当に進化をしていて、いろんな用途に使えるようになってきたということで、深澤さんもよくお調べになられて、今、御発言された形で周知をしていると思いますけども、なかなか普通の何千円とか何万円クラスの趣味のドローンというのは、それぞれ個人で勝手にやればいいけど、飛ばしていい所、悪い所、その区域が決まっていると。高さの制限もあるということから、趣味でやるのは全然、皆さんが多分やれるんだと思いますけども、やっぱり、そういう人助けだったり、いろんな用途に使おうということになると資格を取らなければならないこと、飛ばすのに申請をしなきゃならないということがあって、それぞれ費用もやっぱり掛かるということで、実際、すぐそのオペレーションすること自体も、今、大型は相当安定をしていると言われていてもオペレーションするのに車の運転と同じように、なかなか、一機潰しちゃうと何百万だよっていうのはパーになるんで、なかなか、勝手に操縦できるような安物ではないということでもありますか

ら、先ほども述べさせていただきましたけども、もう町内でも大型の大きな認可を持ったそういうドローンを持っておられる会社もありますので、そういうところとまずは協定を結ぶこと。どういう形で、条件で協定を結ばせていただくことか分かりませんが、それぞれ相談をしながら、いち早くそういう対応に、即、使えるお願いをしたら動かしてもらえるという人は、まずは、そういうところでいこうかと。

それから、それぞれ人材、先ほども質問の中でありましたバスとか車の運転すら、なかなかままにならない役場職員が、なかなか難しく、人数的にも制限があるということでもありますから、役場職員の中で研修をすればいいのか、それとも何か違うグループでそういう資格を取るときに支援をすれば、商工会に属していれば、車のオペレーター自体も補助制度を作っていますから、そういう免許を取ってきてもらうことも視野に入れるべきなのかとかっていうのも含めて、やっぱり、まず、取りあえず急ぎで即できることっていうのは、そういう所有している方々にどういう形で協力してもらえるかということの御相談をしながら、即、すぐにその状況に判断できるか。その後、やっぱり自分たちでどうにかしなければならぬということに対しては、きちんとその人材も含めて、それぞれ、その免許を取ること自体も含めて、考えていかなければならぬとそのように考えています。

3 番 深 澤 博 幸 君

もう一つ、ドローンの長所というか、今までは狩猟に犬を使ったちゅうのが主流でしたよね。でも、犬はやっぱり体力に限界があって季節も限定されると。10分程度たったら、もう、はあはあ言って走れないと。そのうちに逃がしてしまうという点では、ドローンは何時間や、どうしても、燃料されあれすれば長時間活躍できるということも踏まえて、町長も今言っていました、今後に向けて人材育成とか講習会とか体験会だとか、やはり、幌延町内でそういう人材を増やす、興味を持ってもらうっていう機会を与えるためにも町が主体となって講演会とか講習会とか開催する気持ちはないのか、お伺いしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

一般のレース用とかっていう趣味でやっている講習会とかっていうのは、我々の町でお願いをすれば、人数さえまとまれば何とかなるのかも分かんないですけども、試験をきちんと取るところは北海道に何か所か今出来上がりました。各町村でも作っているところがあります。

やっぱり、こっち側に来てその講習をするのではなくて、そっち側に行っても取らなきゃなんない今の環境下の中でもありますので、そこ時点では、やっぱり、それぞれ車の免許と同じような対応で、どのようにそれができるかということをもっと、もう少し精細に調査をさせていただきながら、ちょっと対応策を考えていかなければならないと思っております。

もう本当にオペレーターがいなければ道具を買ってもただの道具ですから、やっぱりオペレーターがあること。そして、やはり今、一番早急に、喫緊課題としては、やっぱり熊、それぞれ今、いろんなところで先ほどの言ったイノシシでないし、オオカミの声を出してとか、カラスも嫌な音を立ててとかっていう、ドローンで有害駆除の分じゃなくて、駆除じゃなくて追い払う側のそういう対策にも活躍をしているドローンの使い方っていうのは、そ

れぞれ目に余るほど、だんだん事例が出てきてるということで、早急にやっぱりそういう対策ができるっていうのは、やっぱりオペレーションができる方と機材を持ってる方、それに装置を付けられればいいっていうだけの話が、やっぱり一番早いかないということで、それもできるかできないか分かんないですけども、相談をしながら、まずはそこ。続いて一生懸命その人材確保とどのような対策に重きを持つかということ。

ただ、もう我々の町で幌延町内だけだったらまだいいんですけど、郡部に行くとワイファイの装置がなくて安定走行ができない。アンテナ装置をやっぱり付けなきゃなんないという安定走行させるためのいろんな対策を、また整備しなきゃなんないんですね。ここの、多分この一角、町の中の分だったら大丈夫だと思うんですけど、農村部だとすると本当に、全部手でやらなきゃならん。自動操縦的なものっていうのは、効かないというふうに私は聞いていますので、それらの対策も含めてどういうふうな形が我々としてできるか検討させていただければと思います。

3 番 深 澤 博 幸 君

町長の答弁、よく理解できました。

少しでも前向きに、今後進めていただきたいと思います。

次にカラーマンホールの製作事業についてですが、まず、3種類あるところからですね、お聞きしたいと思います。

3月の予算委員会の答弁書にはこう答弁しているんですよ。一つは北海道事業。それから、後は幌延町の事業で行ったデザインマンホール。もう一つは色を付ける、地球規模で見たマンホールの北緯45度、これを含めて3基なんだけど、これ最後のやつ型を起こして色を付けてっていう話なんですけど、これ最初の一つ、二つと、これ型を起こしての単価、どの程度なんですか、これ。3種類の単価教えてください。

町 長 野々村 仁 君

型起こしでは、先ほどの御説明をいたしましたけども、型枠製作費用61万という、3枚でそういうことになってますけど、48万ほど型作るだけであるということで、今後、二十数年以上たっている今の既存のやつを、そのうち型を作って更新をする時にその型を使いながら残しておいてもらって作っていけるけども、もう二十数年前、30年前のやつはもう無いということですので、この型自体は生きて型を使っていけるということであることから、色付けること自体が少しお高いと言えば高いのかも分からないですけども、3個の部分で割っていただく分が手間賃として掛かるということ、そこ自体では先ほども説明したとおりシンボリックなもの、それから、それに目を付けてもらったらその構造自体、システム自体を理解してもらわなきゃならないところが今後どんどん多くなってくる。

今回の3か所についてもそうですけども、ちょうど市街地の十字街の所っていうのは、もう管が圧迫されて折れているというか、へこんでいるという状態がスコープで分かったということから、そこも変えなきゃなんないというその大工事が、今後あちこちにこの泥炭地で起きてくるんだろうということになると、修繕、維持費自体が相当大きなことになるし、それから、それぞれ、下水道全てのものは何でも流せるという話でもないんで、管を維持、長くするためには、それぞれの流し方も、それぞれ、いろんな形で皆さんと勉強しながら、

維持管理に掛からない下水管の使い方っていうのを少し学んで頂きながら持続的にこの下水道の維持をしていきたいと、そのように考えているところです。

3 番 深 澤 博 幸 君

町長高いんだ。高いと思うんじゃないくて、高いんですよこれ。

町長と我々の感覚は、そこなんですよ。

町長は執行者だから、それは何十億ってお金を采配してるから、たかが40何万、そんなに高くないと思ってるかもしれんけど、我々にしたら48万高いんですよこれ。

それとですね、今、マンホールをこの型取ったやつで将来、町の中を全部新しく替えるんですよ。でも今、現状で町内で枚数、何枚ですか、これ。

町 長 野々村 仁 君

大変申し訳ないです。枚数までは数えてませんが相当な枚数があるかと思っております。

ただ、今すぐ壊れるもの、それぞれ、錆びて故障していくもの、鎖が切れていくものとかかっていうのを、やっぱり交換をしていくのには、年間何枚かずつというのは、やっぱり更新をされていくものだと私自身思っています。ただ、ちゅう型で取るもんですから、やっぱり型はどんな物を作っても、どんな小さな物を作っても、型枠自体はやっぱり、金型というんですか、それ自体はやっぱり高価なもんだと思います。

1個作ったら全てその個数を作っていけるということの基ですから、やっぱり、そこは私の感覚が違うっていうか、そういう話じゃなくて、その型作ること自体はすごく貴重な母体になるものだと私は考えています。

それぞれ、その型以外には20数万で、一枚当たりになると何万っていうのは計算できるかと思えますけども、それぞれ、その型によって、全部、この次枚数を作っていくという一番大事なものですから、そこにやっぱりそのぐらいのお金を掛かってしまうということ自体だと私は考えてますので、高いと言われれば高いです。我々から見ても高いと思えますけども、その型枠は、でも将来にわたって、そういう、今も修繕をしながら何個かずつ替えている、ある物を替えている、そういう修繕を、今後20年、30年、40年たっていったら、その蓋自体の危険性のないような形で維持管理もしなければならぬという、そういう節目にだんだんできてくるということでありますので、御理解を頂きたいということと、そういうことで、成り立ってることと、もっと地下の深いところに、やはりそういう管が埋設をされて、日常何も考えてないところで大きな変化が起きているということ自体も、今後、どんどん、どんどん増えてくるということ、皆さんとともに、今後、維持管理費も含めて、そういう形で理解促進のために、やっぱりPRをすることが大事なことでないかなと、私自身はそういうふうに考えています。

上下水道係長 宮 下 勇 人 君

今の御質問の中でマンホールの数ということでお聞きされたと思うんですけど、マンホールの数は町内の全体で347枚ございます。

3 番 深 澤 博 幸 君

もう1回、その340枚のお話をさしていただきますと、これ全部新設するんですよ、将来は。347枚をとすることは、この型を使ったやつで、この枚数を製作していくって

うことですよ。したら、かなりな、掛ける単価だから掛かるよね。いやいや、マンホール、タダじゃないでしょう。それとね、その最初に言った道が製作する単価と幌延町が作る単価と値段どのくらい違うんですか。

産業建設課長 角山隆一君

事務的なお話、質問になろうかと思うんで、私の方から。

まずそのマンホールの製作費だけでいくと6万円程度になります。

今回は、新たに型を起こす費用とカラーマンホールということで、色づけ作業で先ほど申し上げた金額が掛かっているいうところでございます。

それと、蓋の耐用年数自体は15年程度あるということなので、一度に全てのものが交換が必要になるわけではなく、かつ、耐用年数を過ぎたものがすぐ壊れるわけでもありませんので、その辺は確認しながら、年間、数個を作っていくということで考えております。

3 番 深澤博幸君

それでは、設置場所について、今んところは1か所ぐらいしか決まってないんだけど、展示の方法としてね、どのように展示、多分、台車に乗せて斜めに立てかけるっちゃうか、そういう状況なのか、ちょっとその辺。

産業建設課長 角山隆一君

展示の考え方といたしましては、議員今おっしゃったとおりのイメージを持っておりまして、台座に蓋を乗せるという形でデザイン面が見えるような形で並べて展示する。なおかつ、町長、先ほど申し上げましたけども、下水道の仕組みだったり施設の様子が見えるようなパネルと併せて展示することで事業の効果を高めたいと考えております。

3 番 深澤博幸君

今の展示方法で、ざっとしか私質問しなかったんですけど、これ安全面大丈夫なんですか、これ。

これ重さは結構な重さですね。最初の答弁では体験してもらおうと。ちゅうことは、重さも体験してもらおうちゅうことを言いたいんでしょう。それが転がったとき、円形ですよ。転がった場合の事故、この管理、誰がするんですか。

産業建設課長 角山隆一君

御心配いただき、ありがとうございます。

展示方法については、繰り返しになりますが、台座にはめるような形を考えております。

実際に展示の場面を考えた場合、常に監視管理する人がいないという前提の場合、やはり自由にお触りくださいというふうにはならないのかなというふうに考えています。

現実問題、ほかの運用しているところなんかを見ますと、通常展示の場合は柵などで仕切りをして中に入れないようにして通常の展示はしたいというふうに考えております。

また、見学等の対応の場合は、そこを人が付いた上で、触ったり持ったりっていうようなことで、前回お話したとおりの、実物の感触を体験していただくというのは、安全面に考慮した上で、その部分は実行できればというふうに考えております。

3 番 深澤博幸君

あと、そのマンホールを使ってパネルも同時掲示しようってして下水道に対するPRを

していこうということの理解は十分できるんですよ。ただ、何でこれ、今ここでマンホールが出てくるのかなっていう気がして、どうも私納得いかないんですよ。

町長の言っている町民に理解してもらおうという話なんですけど、町民は下水道に関して十分理解していますよ。町長、今更あれだかかもしらんけど、町長ね、昔の話したら笑われるかも知らんけど、我々の時代、生活用水というのはね、表に垂れ流しした時代なんですよ。その排水溝からミミズ拾って魚釣りに行った時代ですよ。あれから見たら何十年もね、生活環境も変わって、今、ミミズさえ一匹見ませんよ。そんな環境の良くなった状態を町民は理解してるんですよちゃんと。その下水道があるということ。

ここで教育長に聞きますけど、昨年、予算の答弁でも学校が処理場を体験したと言ってますよね。今、下水道の授業で年間どのぐらいの授業やっているんですか。ちょっと参考までにお聞きかせ願いたいんです。

教育長 青木 順一 君

突然、質問ありがとうございます。

下水道関係ですけども、簡単に言うと、小学校でいくと社会の授業で生活とか暮らしてという単元がありますんで、その辺で大体3時間、4時間、各学年行ってるんじゃないかな。

中学校の方になりますと、これもまた社会とか理科の関係で学習する場合がありますし、あと、総合的な学習の時間でそういう単元があれば下水道関係扱うところもあるかと思いますが、私の考える限りでは少ないですね。本当に1時間、2時間扱ってるかなと思います。

3 番 深澤 博幸 君

教育長どうもありがとうございます。

子供たちも大人も無知じゃないんですよ、

町長。PRしたいという気持ちは分かるよ。その高額な費用掛かるんだから、もっと理解してくれってという話分かるけど、直接お金とね、町民の生活に関係あるったら、そう関係ないんですよ。掛かるものは掛かるんですから、町がやるんなら掛かっても仕方がないねっていう認識だと私は思います。ただ、それは敢えてマンホール使ってさ、PRしようという発想がさ、ちょっとナンセンスかなと私は気するんですよ。まあ、執行者に対して失礼なんですけど。

今後、その126万の費用対効果をどのように図っていくんですか。

その町民に展示しましたよ、どの辺、どの程度、理解しましたよというのをどこで図るんですか町長。これ最後に聞きたいと思います。

町長 野々村 仁 君

費用対効果という話で、そこが表になかなか表れるっていうことは難しいかと思っています。ただ、先ほどから言ってるとおり、15年程度、蓋が耐用年数としては。耐用年数でいかれるわけじゃないですけど、もう25年たってきている、更新の時期に入ってるっていうところも大事なんですけども、皆さんにもずっと、決算のときもお話をさせていただいてますけど、やっぱり、企業会計に変わるんですね、今度は。その企業会計が変わるときに、全てがそれぞれ今までのやり方とは違って、利用料金の中で収支を取りなさいという上下水道の中でも、そういう国としては文言が。そうであっても、そんなことで運営が成り立

つわけがないということ。そこも含めて、更新の時期と、この今のタイミングとで、もう少し、そこを理解しながら、こういう収支のバランスをどうやって取っていくかということも、皆さんに、そういう課題があるということを理解してもらうためにも、この下水道のPRをということで、やったということでもあります。

それぞれが、これに関して、それはよくやったっていう評価も、それは全然駄目だという評価も、多分、どっちもないのかあるのか私自身もちょっと自信はないですけども、どっちにしても、企業会計になったときに収支、決算が特別会計として、まるっきり普通に、外に出ていったわけですね。一般会計の中ではなく。そこの部分の理解促進も含めて、パイプ、そのシステムが誰も知らないとか、無知だとかって言うわけではなくて、そういう状況下の中に今置かれているところを、ちょっと話題として上げさせていただきながら、きちんとこの部分をどのように利用料金の設定とか、これからの維持管理とか、これからの修繕とかを回していくかということが大きな課題の一つになるということをご皆さんで考えましょうということのPRの一因だということで御理解をいただければと思います。

3 番 深 澤 博 幸 君

最後をお願いなんですけど、このマンホールと一緒に掲示板ちゅうのかな、説明書ちゅうのかな、そういうのも一緒にパネルで展示するようですから、この辺もう少しね、町民に分かりやすく図解して、それこそ周知PRできるようなものを作っていただきたいなと思って終わります。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、3番、深澤博幸君の質問を終わります。

以上で、通告を受けた一般質問はすべて終了しました。

ここで、11時30分まで休憩します。

(11時17分 休 憩)

(11時30分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第6 報告第1号「令和5年度 幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の件を議題とします。報告第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

報告第1号「令和5年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」提案理由の説明を申し上げます。

この度報告いたします繰越明許費については、令和6年度に繰越して使用することとして、12月定例会、1月臨時会及び3月定例会で、それぞれ議決いただきました令和5年度幌延町一般会計補正予算で設定した三つの事業に係る繰越明許費の繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

次のページ、令和5年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

翌年度に繰り越す事業及び繰越額は、2款3項戸籍住民基本台帳費の社会保障税番号制度システム整備事業991万7千円、3款2項児童福祉費の児童福祉施設冷房設備整備事業871万2千円及び6款1項農業費の間寒別地区草地畜産基盤整備事業870万円です。

翌年度繰越額の合計は2,732万9千円で、財源内訳は未収入特定財源の国道支出金が991万7千円、地方債が220万円、その他が650万円で、一般財源が871万2千円です。

各事業の財源内訳については、繰越計算書に記載のとおりです。

以上、報告第1号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号は、報告済みといたします。

日程第7 報告第2号「有限会社 幌延町畜産振興公社の経営状況報告について」の件を議題とします。

報告第2号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第2号「有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況」について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別にお配りした経営状況報告書により御説明いたします。

初めに令和5年度事業報告を御覧ください。

令和5年度の事業につきましては、放牧地及び附帯施設の維持管理等に加え、令和4年度と同様に東ヶ丘スキー場の管理委託業務を受託いたしました。

預託牛につきましては、酪農家戸数及び飼養頭数減少等の要因により前年度と比較して63頭減少し、627頭の受け入れ、増体及び繁殖業務につきましては、関係機関協力の下、業務を遂行した結果、例年並みの成果を得ております。

なお、預託牛に関する事故につきまして5件で、内訳は心不全による死亡が4件、股関節脱臼による廃用が1件です。

次ページの貸借対照表を御覧ください。

資産の部のうち、1. 流動資産の主な内容につきましては、定期預金が500万円、預金が1,813,816円、東ヶ丘スキー場管理委託料4月入金分に係る未収入金が607,790円で、流動資産合計は7,421,606円、2固定資産につきましては0円でございますので、資産合計は流動資産合計と同額の7,421,606円です。

続きまして、負債の部のうち、1. 流動負債の主な内容につきましては、未払消費税等が1,830,320円、預り金が234,684円で、流動負債合計が2,065,004円、負債合計につきましても同額の2,065,004円です。

続きまして、純資産の部のうち、1. 株主資本につきましては、資本金が500万円、2. 剰余金につきましては、前期繰越利益金が58,989円、当期利益金が297,613円で、剰余金合計は356,602円で、資本合計は5,356,602円、純資産合計も同額の5,356,602円で、負債及び純資産合計は7,421,606円です。

次ページの損益計算書を御覧ください。

1. 営業損益の部(1) 営業収益合計は62,134,472円、令和5年度につきまし

ては、肥料価格高騰等の影響があったものの、(2) 営業費用合計 61,837,016 円を差し引いた営業利益は 297,456 円となりました。

次ページを御覧ください。

続きまして、2. 営業外損益の部につきましては、(1) 営業外収益が 157 円、(2) 営業外費用は 0 円でございますので、営業外利益は 157 円です。従いまして、経常利益につきましては、営業利益 297,456 円に営業外利益 157 円を加えた 297,613 円となり、当期利益につきましても同額の 297,613 円です。

次ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。

純資産に係る前期末残高 5,058,989 円から当期の変動を反映した当期末残高は 5,356,602 円です。

次ページの個別注記表を御覧ください。

個別注記表には、重要な会計方針に係る事項及び株主資本等変動計算書に関する注記を記載しています。

次ページの令和 6 年度事業計画を御覧ください。

1. 草地利用計画につきましては、各団地合計で総面積 1,161.8ha、草地面積 823.3ha、牧区数 96 牧区と全て各団地昨年度と同数値で計画しており、2. 放牧計画につきましては、放牧頭数合計を昨年度の 660 頭より 80 頭少ない 580 頭で計画しております。

最後に、次ページの令和 6 年度収支予算書を御覧ください。

予算総額は 62,036 千円で、収入の主なものは、町営草地管理に係る受託事業収入 59,398 千円、駆虫薬代金等に係る雑収入 1,868 千円、支出の主なものは、職員 5 名分の給料 16,407 千円、期末手当等の職員手当 7,453 千円、社会保険料等の法定福利費 5,504 千円、臨時雇用に係る賃金 647 万円、草地整備に係る複合肥料や土壌改良材等の購入に係る肥料費 9,714 千円、電気柵補修材等の購入に係る原材料費 2,227 千円を予定しております。

以上、報告第 2 号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

6 番 無量谷 隆 君

今 3 団地幌延町にあるんですけども、上幌延の団地で 183ha あるんですけど、これの活用というか、これ今、未使用というような状態かと思うんですけども、今後どのように利用していくのか、その辺をお聞きしたいんですけど。

町 長 野々村 仁 君

以前からずっと御質問されている件だと思ってございます。

以前、入牧頭数が、この 2 団地でも余りかけてきた、1 団地にだんだん近くなってきたということで、上幌地区の部分では、どういう用途でどのように使うかということ自体がまだ明確に示されていけてないというところでもございます。

ただ、何か活用方法があればと一生懸命思っているんですけども、それぞれ用途がなか

なか見つからないということ自体で、今のところ、これと言った良い案が出てないところはあります。

何か、皆様方ででも利用をしていただけたらとか、どういう使い勝手があるかとかっていう御提案もいただきながら活用ができればなと思ってますけども、今の頭数であれば、まだこのまま減っていくとすると、1団地に集合するか2団地をきちんと分けるかというところの今の境目のところまで来ているなというところでもありますので、上幌団地については、まだ使用目的として、これという案はございません。

6 番 無量谷 隆 君

今年度、公社でトラクター導入されていると思うんですけども、草地の乾草を収穫するっていうようなことも考えられるのかなと思ったんですけど、その計画もなければ何一つ手がけてないっていうような放置の状態、あるいは、エゾシカの放牧地なのか、その辺もあれなんですけども、そんな感じで、やはり、今後、早急に何年も放置されているような状況なんで、ある程度、利用方法の考え方を示してほしいなと思います。

そういう中で、やはり、農家が減っていく一方で、かつ、育成の牛が、実質、過去から減ってないわけで、個人で所有しているところがかなりあります。そういう中で、やはり育成、預けたいんだけど、なかなか、そうもいかない。年間通して預けられる施設があれば、そこに預けたいっていう農家もいます。そういう中で、町である程度育成牧場なり何なりをすれば、もっと利用頭数が増える可能性があるんじゃないのかなという感じはするんですけども、やはり、農家戸数減ってきて、牛の頭数も年間通して、預かっていただけるもんなら町営草地に預けようかなという感じはあるんですけども、なかなか、それまでしていない状況で、やはり冬の分を考えると、個人で育成舎を建設せざるを得ないっていうような状況があります。

ですから、その辺も踏まえながら、やはり長期的に、やはり農家減っていく中で、この土地利用を考えるべきじゃないのかなという感じで、できれば年間雇用の育成を目指してもらいたいなという考えですけども、町長はいかがでしょう。

町 長 野々村 仁 君

以前にもこの話題があって、それぞれ個人で引き取る頭数から、どうしても余る頭数が百数十頭いるということも含めて、農協さんからもお話があった当時、あったことはあったというふうに認識をしております。

ただ、百頭、二百頭、以前もお答えしたと思いますけども、百頭、二百頭では、とても、労賃的にうまく人を回していける、または維持をしていくということ自体は難しいと。

今の全体の入牧頭数でいってでも6百頭を切れる。この頭数っていうことは、この6百頭全頭が帰らないで預託をしたとしても、なかなか経営的には厳しい状況の中であるんじゃないかなという予測をしております。

ただ、本当に労力が足りなくて、どうしても預けたいんだという方々が数おられて、そこが必要性に迫られる、そういう形であれば、やっぱり農協さんとも御相談をしながら作っていくことはあっても、なかなか運営上、頭数が少ないと、きちんと年間通して預託をしていただけるんだという頭数を確保しない限りは、運営上、相当厳しいものになるんじゃないか

なという気がしてございます。

その辺も、まだ農協さんとも話をしていかなければならないところでもありますけども、預ける側、農家さん方もその必要性について、それぞれ御希望を経済団体である農協さんの方にもお話をしながら、そういう話を進めていければ大変ありがたいことだと思えます。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございませんか。

2 番 佐 藤 忠 志 君

6年度の収支予算の内容について、ちょっとお尋ねしたいんですが、肥料と原材料と去年から下がっているのと、賃金が逆に減って給料で増えている。これは、ここら辺のところ、どういう理由なのかちょっと伺いたと思います。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

令和6年度の収支予算書ということで、給料の方が増えて賃金の方が減ってるということで、令和6年度、職員の方1名採用しておりますので、こちらの方で給料が増えてると。

臨時職員に支払う賃金の方ですけども、採用した方ですけども、これまで臨時職員で勤めた方を採用したということで、その辺で給料が増えて賃金が減ってる部分もございましてということで、よろしくお願ひします。

2 番 佐 藤 忠 志 君

これはね、通年雇用ということで職員上げたんだなと思って、これは見ておったんですが、今、答弁を聞いて分かりました。

ただ、うまく費用が削ったのは牛の頭数が減ったのか、いずれにしても入牧頭数が減ってるわけだから、当然、どっかの経費を落としていかなきゃならないのかなと、当然だと思っただけど、果たして、これ肥料、これ350万ぐらいか、これぐらいかなり落としてるんですけど、それだけ十分な牛の対応できる面積があるんだらうなと思って、これは自分なりに理解しとって、ちょっと今質問したんですが、ただ、現状、材料だとかもろもろ、燃料にしても、今御存じのようにこれだけ上がっている中で大変だらうなと思って、これでやれるということで、上げたんだと思いますが、そこのとちよっと、課長にお聞きしたいなと思って聞いたわけですけど、よろしくお願ひします。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問、肥料に関してでございますけれども、令和5年度の際に、前年度より肥料の購入数は10%ほど少なくしております。

令和6年度の予算につきましては、単価が減少しているので金額が減っているというような内容でございます。

2 番 佐 藤 忠 司 君

よく分かりました。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございませうか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第2号は、報告済みといたします。

ここで、昼食のため13時05分まで休憩します。

(11時49分 休憩)

(13時05分 開議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第8 報告第3号「株式会社 幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について」の件を議題とします。

報告第3号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第3号「株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況について」地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別にお配りした経営状況報告書により御説明いたします。

初めに、令和5年度事業報告を御覧ください。

令和5年度のトナカイ観光牧場入場者数につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行等に伴い、上期は前年度比8%の増加、下期につきましても団体旅行受入れの増加等により、前年度比4.6%の増加、令和5年度通年での入場者数は46,543人と、前年度と比較して6.6%2,862人増加いたしました。また、平成30年度から幌延町の学術研究、産業及び地域の振興を図ることを目的に運営する幌延町産業地域振興センターの管理業務を引き続き受託し、加えて、幌延町のPR、交流人口及び関係人口の増加に資することを目的に特産品の開発や販売に努めました。

次ページの貸借対照表を御覧ください。

資産の部のうち、1. 流動資産の主な内容につきましては、普通預金が171万6,350円、仕入れ商品の在庫を示す商品が392万9,032円、新樽製造用の製材及び乾燥処理済みのナラ材等について資産計上した貯蔵品が60万7,512円、年度末の売上等に係る未収入金が88万8,387円で、流動資産合計は730万9,724円、次に固定資産につきましては、建物、工具・器具及び備品、合計が288万1,017円、これに酒類仕入取引に係る保証金10万円及びオリジナルラインスタンプ制作に係る開発費24万3,750円を加えた資産の部合計は1,053万4,491円です。

続きまして、負債の部のうち、1. 流動負債の主な内訳につきましては、年度末に債務が確定した施設管理費や令和6年3月分の給与費及び商品仕入等に係る未払費用が516万3,630円、未払法人税が18万円、未払消費税が90万2,200円で、流動負債合計が630万7,763円、これに3年の割賦で取得した冷凍自動販売機に係る長期未払金65万8千円を加えた負債の部合計は696万5,763円です。

続きまして、純資産の部のうち、1. 株主資本につきましては資本金が2千万円、2. 剰余金につきましては前期繰越利益金が、マイナス1,822万2,780円、当期利益金が179万1,508円で、資本合計は356万8,728円、純資産合計も同額の356万8,728円で、負債の部及び純資産の部の合計は1,053万4,491円です。

次ページの損益計算書を御覧ください。

1. 営業損益の部(1) 営業収益合計は4,743万1,938円、令和5年度につきましては、酒類などをはじめとする特産品や沿岸バス割引きっぷ等の販売促進、加えて従前より主な収入源としておりましたトナカイの貸出し需要の増加や団体旅行受入れに伴うトナカイそりの有料運行の増等により(2) 営業費用合計4,561万7,435円を差し引いた営業利益は、次ページ記載のとおり181万4,503円となりました。

続きまして、2. 営業外損益の部につきましては、(1) 営業外収益が25万4,505円、これに繰延資産償却に係る(2) 営業外費用9万7,500円を差し引いた営業外利益は15万7,005円です。従いまして、経常利益につきましては、営業利益181万4,503円に営業外利益15万7,005円を加えた197万1,508円となり、この額から3. 特別損失の部に計上した法人税、住民税及び事業税18万円を差し引いた当期損益は179万1,508円です。

次ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。

純資産に係る前期末残高177万7,220円から当期の変動を反映した当期末残高は、356万8,728円です。

次ページの個別注記表を御覧ください。

個別注記表には重要な会計方針に係る事項及び株主資本等変動計算書に関する注記を記載しています。

最後に、次ページ以降の令和6年度収支予算書を御覧ください。

トナカイ観光牧場管理と産業地域振興センター管理に関する収支予算を分けて作成しています。

トナカイ観光牧場管理に関する収支予算につきましては、収支ともに3,413万4千円で、収入の主なものは、トナカイ貸出し271万円、地域特産品等の販売収入397万6千円、施設運営に係る町からの受託事業収入2,661万5千円を見込んでおり、支出の主なものは、トナカイ飼育及び観光振興業務等に従事する職員に係る賃金1,034万1千円、販売商品の仕入れ312万9千円、水道光熱費588万1千円、トラクター及び冷凍自動販売機等に係る賃借料129万6千円、ミズナラ樽製造及びトナカイの診療等に係る手数料180万7千円、トナカイの飼育指導及び施設管理に係る委託料433万4千円、トナカイ飼育に係る飼料費214万2千円を計上しております。

次に、次ページの産業地域振興センター管理に関する収支予算を御覧ください。

収支ともに1,306万6千円で、受託事業収入につきましては、センターの指定管理に係る受託収入944万8千円に施設の清掃業務受託に係る収入323万4千円を加えた1,268万2千円、駐車場敷地に係る除雪費用負担金、高所清掃作業に係る作業車両手配費用、移住住宅清掃業務等に係るその他収入が38万4千円、支出の主なものにつきましては、施設管理運営及び清掃業務等に従事する従業員に係る給与が666万8千円、施設周辺の除雪、税理士及び雇用保険・労災保険事務等に係る委託料が231万円を予定しております。

以上、報告第3号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

お尋ねします。

令和5年度の幌延町トナカイ観光牧場損益計算書を見て、ちょっと私質問お伺いしたいことが2、3あるので、お尋ねします。

一つ目の営業収益で、昨年度のこの営業収益の出し方についてトナカイの貸出し220万、地域特産品販売収入401万3千円を見込んでいました。

説明があって分かったんですけども、このトナカイの貸出しちゅうのは、どのように計算して、収入が出てきたのかお知らせいただきたいと思います。

それと、営業費用についてです。

営業費用について、仕入れ853万8,197円と出ているんですが、昨年度の予算説明のときには販売商品の仕入れに393万円掛かりますよということだったんですけども、ここでは実際には853万8千円費用掛かってるっていうふうに出しています。この差は何なのかをお伺いします。

そして3番目に給料手当1,111万5千円あるんですけども、これは何人分なんですか。どなたに行く給料になるのかをお知らせいただきたいと思います。

なぜならば、予算説明のときにトナカイ飼育に484万5千円、それとホロカル9名、職員賃金合わせて484万5千円掛かるよということだったんですけども、この重複というかね、この使い分け、これを聞きたいと思います。

産業建設課長補佐 伊 山 英 貴 君

それでは御質問の方に順を追って御説明いたします。

まず、トナカイの飼育に係る積算ということで今お話あったと思うんですが、こちらについては、申請者、要は借りたい側からトナカイの貸出しについて申出があります。その際積算という形で見積りの方を進めるわけですが、まず日数ですとか企画の内容、そういったものを聞き取った上で、まず移動費、移送費、あとは、業務費等々については実費分を頂くこととしております。

輸送経費、燃料費も含めてですが、そこにあとトナカイの使用料というものを載せるんですが、こちらについては条例の方で定められている金額を基に、多少減免率、町のPRに資するですとか、そういったものを加味した上で金額を積算し、お伝えしているということになります。

当然、商業イベントですとか、例えば地域に対し、地域のイベントですよ、町の小さなお祭りですとか、そういった部分については減免の仕方はちょっと変わりますが、そこについては内容を聞いた上で判断しているところです。

次に、仕入れについては、当初300なにがしということで計上しておりましたが、こちらについては商品の売行きですとか、あと途中で新たな商品が出来上がった際、仕入れるという形になりますので、ここについては、ちょっと流動的になってしまう部分が大きかろうというふうに思っております。また、沿岸バスの切符の委託販売等も行っているんですが、

こちらについては、どうしても駆け込み需要ですとか、そういったものがかなり大きくて、ちょっと変動が非常に大きいので、ちょっと当初見込んでいるよりも大きくなってしまいうという部分があるので、ここについてちょっと御理解いただきたいなというふうに思います。

次に人件費のところですが、令和5年度、トナカイ観光牧場の方、こちらの方で計上しているものが、まずホロカルですね。JR駅構内にありますホロカルの窓口業務員として3名の方を雇用しております、年間。それで常時1名がお勤めになられるという形を採っております。

次に、去年の10月から、これまで地域おこし協力隊として活動されていた方が卒業され、そのままトナカイの飼育に専属の飼育員として入られております。まずその方が1名。また同じくトナカイの飼育補助ということで3名の方を入れて4名で回しているということになりますので、ホロカルとトナカイの関係でいくと7名ということになります。

トナカイの飼育管理という部分については7名ということで回答させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

この給料、手当の中にホロカル3名と飼育員4名ですね。

一番最後の27項目目に飼育費がありますよね424万6千円。この飼育費は、昨年予算のときには何も出てなかったんですけど、決算でいきなり424万6千円出てくるのは、なぜこう出てくるのか。最終的にはどちらに払われるこの飼育費なのかをお尋ねしたいと思います。

2点目なんですけども、昨年度の決算報告のときに、故障によってトラクター廃棄しましたよっていうのに、賃借料でトラクター及び冷凍自動販売機の賃借料145万円ほど上げていますが、このトラクターというのは何台あるんですか。それともレンタルのトラクターを借りたのかお聞きしたいと思います。

それから20番目の飼料費0円。昨年度のこの令和5年度に向けての予算説明では194万3千円計上したんですよ。なぜならば、令和4年度からトナカイ飼育の飼料調達を委託から自前に変更して、飼料費を計上しますよという説明があったんです。

194万3千円の予算を計上してるのに何で飼料費が0になるのかをお尋ねします。

産業建設課長補佐 伊 山 英 貴 君

それでは質問の方にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、賃借料のところ、こちらトラクターが昨年度故障して新たに車両のリースを開始しております。基本的には所有しているトラクターについては1台ということで御理解ください。

次に飼料費が20万のところですよ。0になっていて飼育費に424万6,093円計上されているということなんですけど、こちら、ちょっと会社の経理自体を経理事務所の方をお願いをしているんですけど、ここの中で本来であれば飼育費ということで載るんですけど、経理のシステム上、こちらの飼育費の方に飼料代が含まれているということになります。

それで、この飼育費の中に含まれているものとして飼料代、あとは治療費、その他トナカイの飼養に関する資材関係、また、死亡獣に係る手数料、トナカイの飼育に係るものをこの中に飼育費として、まとめているという数字になっております。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

私の方から産業地域振興センター関係の内容で一点補足させてください。

先ほど給料、手当の人数の関係、ホロカルで3人、飼育員さん1名、飼育補助3名ということで計7名というふうに伊山の方から御答弁させていただいたんですけども、それプラス、産業地域振興センター部門の方で正職員が1名、事務の正職員が1名と事務のパートが1名、それから館内の清掃に当たる清掃員さんが5名ということで、産業地域振興センター部門で計7名を雇用しております、会社全体としては、牧場で7名、産業地域で7名の計14名ということで補足させていただきます。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

飼育費の中に飼料代とか、皆ひっくるめられているから、そういうふうな数値になるということが分かりました。

最後、三点目にちょっとまたお伺いしたいのは、昨年この予算決算のときに私ブルーポピーの看板が余りにもひどいので取り替えてくださいっていうことをお願いしたんですね。余りにも観光客の人に申し訳ないような看板だったんですけども、あれが未だに取り替えられないのはなぜなのか。特に今年はブルーポピーが遅咲きというか昨年の夏の暑さのせいで余りよくない。それに折角見に来てくれるのに、そのブルーポピーが一輪とか、看板があれば駄目だと思うんですよね。1年掛かって何で看板ができなかったのか。ブルーポピー咲いてなくてもブルーポピーのでっかいパネルっていうか、それをバックに写真撮れるような看板作ったらどうかということをして1年前からお話しして、間に合わなかった、もう、やらないのかどうなのか、それをお伺いしたいのが一点目。

それから、レストランのことについてお伺いします。

レストランの水道光熱費は全部町で見てるんですよね。なぜならば、それは、まだ成績が、販売収入、思わしくないからだということでした。でも、令和3年度にレストラン業務の調理とか喫茶とか売店売上げ収入は1,500万上がってます。令和4年には2千万、そして、令和5年度2,100万も収入上がってるけど、一体、具体的な数字で幾らの収益が上げれば水道光熱費、レストラン部門で見てもらうんですか。それとも、これは福祉がやってるから、もういいんだと。もう水道光熱いくら掛かろうが見ないよということなのか、そういう線をはっきり教えていただきたい。具体的な数字で教えていただきたいと思います。

販売収入が少ないって言うてるんで、もっと上がらないと駄目だっていう今までの答弁だったんで、具体的に販売収入、今、3年、4年、5年こういうふうになってきたという数字を私お伝えしました。そちらの方では一体、何ぼに上げれば水道光熱費取ろうということなのかということです。

レストラン部門で幌延福祉会ってありますよね。幌延福祉会の会合の中でレストラン部門で20数万の金額が合わなかったということ報告されたそうです。

福祉会で報告されてるんだけど、ここの議会では、まだ、これから報告するのかどうか分

かりませんが、その20数万の金額が合わなかったことについて、どういうふうな対応をされたのか。それとも、そんなことは担当から全く聞いてない、今、初めて聞いたということなのか、そこら辺の対応をお伺いしたいと思います。

産業建設課長補佐 伊 山 英 貴 君

それでは回答させていただきます。

まず一点目、トナカイ観光牧場の花壇に設置している青いケシの看板のことだと思います。こちら、御指摘のとおり、かなり劣化してきているということで御指摘を受け、改修しますというお話をさせていただいた経緯があるかと思います。

それで、ここの部分なんですけど、ちょっと中身のデザインを文言等含め、こちらの方で文章をちょっと書き直ししております、ちょっと、そこが正直、まだ完全に完了していない。写真はあるんですが、その関係でちょっと遅れております。すいません。まず看板については、ちょっと以上ということで早急に取りかかる予定ではありますので、ちょっと御理解をいただきたいと思います。

それと、安心生産農園の先ほど収益がこれだけ上がっているのについてというお話で頂いておりますが、収入の金額はそれ相応に上がってはいるんですが、そこに対して支出の方、そちらの方がかなり上がっているということで、令和5年度、正確な数字をちょっと頂いたわけではないので、概算的な数字でしかちょっと私は報告を受けていませんが、大体マイナス500万から600万ぐらいだということで報告を受けております。

この辺がどうなのかっていうところは、我々も担当として安心生産農園さんの方とお話をさせていただいているところなんですけど、その改善、そこがちょっとなかなか難しいんだということで報告を受けておまして、何かしら、やはり手だてをして黒字に近づけられるように努力していきましょうということでお話しはされておりますが、なかなか、ちょっとそこら辺の実現には至っていないということですね。

基本的には黒字に転化するとなると、なかなか難しいんでしょうけど、昨今、様々なものが上がっておりますので、なかなか、そこも結局仕入れですとか人件費ですとか、そういったものも上がっておりますので、なかなかその改善というのは、今ちょっと非常に厳しい時代なのかなというふうに考えています。

その辺については、引き続き安心生産農園の方ともお話をし、よりいい経営ができるようにお互いにお話をしていく必要があるかと思っております。

あと、先ほど20数万円差があるっていうようなお話なんですけど、そこに関してちょっと、正直こちらの方には情報入ってきておりませんでした。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

販売収入のことなんですけど、これ、さっき210万とか2,100万って言いましたよね。

3年度に1,500万、4年度に2千万、5年度に2,100万のレストラン業務、調理と喫茶と売店の部分で上がってますよということが、これは幌延町の福社会のホームページに出てるんですけども、だから収入がこんだけあるんだけども、支出がいろんなものが値上がりしてしまっていて、今、マイナス500万から600万だという話でした。

だったら、今、幌延町の告知端末では、もうレストラン部門、月曜日、火曜日休みますって出ていますよね。月曜日、火曜日が祝日だったら、更に、それがまた休みを延びると、自分たちでね、黒字にちょっとでも近づけようと、マイナスを減らしていこうという努力が見られないんじゃないかと思うんですよね。

それと20数万円合わなかったっちゃうことが福祉会で報告があったけども、担当課では聞いてないということなんで、ちょっと福祉会の話題になっているので、やはり、きちんと、それどういうふうに、そういうことになってしまったのか。合わなかった分は、どういうふうなお金で調整したのか。これは、合わなかった20数万円はレストランの受付というかレストラン部門の北星園が経理ミスなんだから、そちらで負担してくださいということになったのか、そこら辺をきちんと最後まで、まだ聞いていないのであれば確認してほしいと思いますし、担当が聞いてなくても、上の課長とか町長、副町長聞いてるんじゃないかと思うんですけども、それでも聞いてないっていういうんであれば、福祉会と町とどういう繋がりになってるのかを最後にお尋ねしたいと思います。

産業振興課長 角山隆一君

ただいまの御質問の中で、経理のお話ですけれども、ちょっと改めて御説明をさせていただきたいところですが、我々の、トナカイ観光牧場の中で、レストラン「ポロ」さんとの関係というのは、支配人委託契約を結んでいるので、その委託料をお支払いしているという関係性なんです。なので、その中で経理された数字が合わないというお話は、聞けるシステムになってないというか、そこは、あくまで委託の契約の関係性のところなので、その情報はこちらに入ってきていないのかなと思います。なので、聞いてないというところが端的なお答えになろうかと思います。

2名いた調理員さんが1人辞めたということが起きています。それで、やむなく、今、火曜日を閉館にしているところで、一方で調理員さんの募集は進めておりますので、入り次第、火曜日の営業を再開したいということは安心生産農園からは聞いております。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

1 番 高橋秀明君

一つ提案なんですけどもね、この受託契約をしてますよね、観光牧場とそれと地域振興センター。だから、この決算内容についてはね、収入の方に全部上がってますよね。受託収入3,500万。これはやはり分けて決算した方がいいんじゃないかと私は思うんですよね。

例えば、同じ人件費でもトナカイ牧場でこのぐらい、そして、今言った、先ほど何か説明ありましたけども、トナカイ牧場の管理受託分と、それと振興センターの分と分けて一つの表でいいと思うんですけども、それが必要だと思うんですよね。

収入に一括して受託収入分3,500万上げてるっちゃうことは、人件費なんかも、ばらばらに、ここで決算されてると私は思うんです。

それともう一つ、トナカイ牧場の管理受託分について前の年と比べますと、この予算書、人件費がそれぞれ少しずつ予算書の中では上がっているんですけども、人件費は500万以上上がってるんですよ。その点についての説明も一緒に伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

産業振興課長 角 山 隆 一 君

はい。ただいまの御質問、御意見でございますけれども、会社の経理損益計算書としては合算で上げている実態でございます。

ただ、会社の業務としては多岐に当たっている部分があり、かつ、町の予算としては事業として別々に上げているので、予算は別というようなことになっているので、少しく内訳について分かりにくいというようなことでもございましたけれども、報告書類としてはこの形でさせていただきたいなと思いますけれども、内訳等については説明をしっかりとすることで対応できればと考えております。また、人件費につきましては、先ほども少し触れましたけれども、トナカイの飼育員さんを正社員として採用している部分があるので、その分、費用として増えているというようなところで、こちらの給料手当が増えている要因の主な内容となります。

1 番 高 橋 秀 明 君

ありがとうございます。

やはりね、これだけ質問が、常に私も分かんない面もいっぱいあるんで、質問、度々させていただいておりますけれども、やはり、決算をそういうふうに分けた方が非常に分かりやすくなるとは私は思いますんで、できるだけそういう方向に舵を切れるのであれば、そういう形を採っていただきたいと思います。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

3 番 深 澤 博 幸 君

初めにブルーポピーのことなんですけど、去年、新聞報道で結構、大々的に報道されたんですけど、今年は1ページも出てない。

行政報告見たら開花率もあんまり好ましくない。齋賀議員が天候のせいみたいな話はしてんですけど、実態はどうなのか。次年度に向けてどういう努力していくのかと。

それと、入場料、これもう何十年も無料ですよ。無料にこしたことはないんですけど、公益事業としてね、いつまでもこれ無償でいいんですか、これ。

そろそろ10円でも20円でもね、有償化にして収益を上げるっていう努力はできないんですか、これ。以上、2点伺います。

産業建設課長補佐 伊 山 英 貴 君

それでは御質問の方にお答えをいたします。

まず青いケシに関して、こちら、ちょっと結構長くなってしましますが、もとを正せば令和3年度から数字的にはだんだん落ちていっているという状況なんですけど、この年、なかなか道北ではない、確か35度を超えるような気候があったと認識しています。

大体、高温期が1月以上続いて、乾燥も続いたということで、畑自体、花壇も含めて散水をするなど管理はしていましたが、なかなか、そこが非常にダメージを被ったということで、畑の中の数がどんどん、どんどん目減りしていったという経緯がまず一つあります。また、令和3年というのがコロナが蔓延している時期でした。

うちで栽培しています青いケシについては自前で採っている種と、あと、一部輸入中の種子も入れています。こちらの輸入の方が、同じようにイギリスから入れているんですが、イギリスの青いケシ自体、ほかの植物も含めて異常気象によりほぼ壊滅したというお話を伺いました。また、植物を採取する収集家の方たちも渡航制限によって種を集めに行けなかったということで、輸入先となりますイギリスの方も育種に苦慮されているということで、その辺が解消されたのが令和5年度、昨年度ぐらいからようやく植物収集家の方たちが動きを見せられるようになり、これから少しずつイギリス本国の方で種子の育種、育苗が本格的にまた始まるということで、そこら辺で少し数の方が確保されるようになると輸入の種子も増えてくるんだろうと思います。

現在、令和3年度以降については、輸入の種子が入ってきませんので、これまで本町の方の圃場で採取した種を少しずつ、ストックを少しずつ使いながら、数もたくさん作りたいんですが、なかなか、そういう先が、種子の動向がちょっと、先行きが見えないということで、少しずつ数を作っているということに、今、着手をしているんですが、今年も、それこそ、ここ最近、本町の方も、道北全体ですかね、高温が続いているということで、これまでは割と北進、今のあるほ場については結構冷涼で非常によかったんですが、どうしても、ちょっと高温期が続くとか長雨がが続くとか、ちょっと、変な天気というか、そういう状態が続いているので、その辺を少し改善しなきゃいけないということで、ちょっと、これから定植に入るんですが、土壌から少し見直しをすることと、あとは遮光管理ですとか暴風管理、様々な管理を少しちょっと見直しかけて、徹底していかなきゃいけないというふうに考えています。

産業振興課長 角山隆一君

入場料の部分につきまして私から。

トナカイ観光牧場につきましては無償化することによって来客数を増やそうということで取り組んでまいりました。

コロナ禍もありながらも、今、入場者自体はどんどん増えてきている状態ではあります。

しかし、入場料無料というところが定着している部分でありますので、ちょっとこの部分については据置きたいとは考えておりますけれども、収入を増やす方法というのは、入場料ではなくても、例えば、今ですと餌なんかは有料で提供していますので、そういった部分に少し工夫を加えて、入場料ではないんですけども収入を増やす努力には着手したいというふうに考えているところです。

3 番 深澤博幸君

入場料の話に戻るんですけど、今の北海道でもホテル業界が宿泊税というのが、ほとんどの市町村で採り始めていますよね。

ちなみに幌延もね、宿泊税とはいえないけど、迷惑料ですね。要するに団体客来るとゴミをその辺に投げていくわけですから、そういう迷惑料という意味でもね、その入場料に転化するのがあるのか別として、何かの形で負担していただくというのは常識じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

産業振興課長 角山隆一君

何かしらの入場した方が気持ち良くお金を払っていただける方法を考えます。

議 長 西 澤 裕 之 君
ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第3号は、報告済みといたします。

日程第9 議案第1号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の件を議題とします。議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第1号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

問寒別上問寒中間寒辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画で、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、既に議会の議決を頂いているところですが、計画の内容を一部変更する必要が生じたので、同条第8項の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

整備計画書の内訳により説明いたしますので、議案4枚目の別添3公共的施設の整備計画内訳を御覧ください。

今回の内容変更につきましては、新たに追加する事業が2件、事業費を変更する事業が2件の合わせて4件で、表内の上段に記載している括弧書きが変更後の金額となります。

新たに追加する事業の1件目は、施設名が飲用水供給施設の農業用水道施設改修事業で、未整備区間の漏水探査用量水器を整備することにより、地域の住民に対して安定的に営農用水の供給を図ることを目的とした事業で、事業費は746万2千円、辺地対策事業債は390万円を予定しています。同じく2件目は、施設名が簡易水道施設の簡易水道施設改修事業で、現在の浄水方式では委託を基準値以下に維持することが困難であるため、既存施設の浄水方式から膜ろ過処理へ変更を行い、上水の水質を保持することを目的とした事業で、事業費は3,747万9千円、辺地対策事業債は1,140万円を予定しています。

次に、事業費を変更する事業の1件目ですが、施設名が自動車雪上車の地域公共交通車両整備事業で、地域住民の交通利便性向上を図るための地域公共交通車両整備事業費の変更により、事業費を921万1千円に、辺地対策事業債を830万円に変更するものです。

同じく、2件目は施設名が消防施設の小型動力ポンプ付積載車整備事業で、老朽化した小型動力ポンプ付積載車を更新するための事業費の変更により、事業費を2,669万6千円に、辺地対策事業債を2,370万円に変更するものです。

整備計画期間中の合計は、事業費が23億781万7千円で、辺地対策事業債の予定額は15億6,570万円になります。

この計画に基づいて発行する辺地対策事業債は、後年度において元利償還金の80%が地方交付税に算入される地方債になります。

なお、この計画変更に係る北海道知事との協議につきましては、令和6年5月27日付け

で協議が整っています。

以上、議案第1号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号「幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島 田 幸 司 君

議案第2号「幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、児童福祉法に規定する「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正」に伴い、関連する町条例を改正するものです。

改正の主な概要は、保育所等における満4歳以上児の職員配置の最低基準について見直しを行うとともに、これも踏まえて、満3歳児の職員配置の最低基準についても併せて見直しが行われるものです。

それでは、配布しております新旧対照表と併せて御覧願います。

第29条、第31条、第44条及び第47条につきましては、基準条例の一部改正により、各条各号において同様の改正を行うものであり、保育所等において、満3歳以上満4歳未満の園児、おおむね20人につき、一人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき一人以上とするよう改め、満4歳以上の園児、おおむね30人につき一人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき一人以上とするよう改めるものであります。

次に附則ですが、この条例は公布の日から施行することとし、経過措置として地域における保育士不足等の事業を鑑み、当分の間はなお従前の例によることができるとしています。

以上、議案第2号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今現在の保育士の数は何人いて、これが改正されたら保育士の数は大体何人必要になる

んですか。

当分の間は、人数が揃うまでは従前のということだったんですけども、大体どのぐらい時間があれば、この改正後の条例に揃う保育士の数が揃うと思われませんか。

議長 西澤裕之君
暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて、会議を再開します。

保健福祉課長 島田幸司君

保育士所の数については、後ほど、当園長の方から御回答させていただきたいと思いますが、今回の国の基準が改正されたことによって、今の幌延町の認定こども園の方にいる入園児の数については、今回の変更によっての影響はありません。

認定こども園長 鈴木由香里君

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、こども園の保育に関わる職員としては、全体で資格有る無しにかかわらず、5歳児2名、4歳児2名、3歳児2名、2歳児2名、0、1、2歳児で3名で、合計11人、私一人含め、あと保育係長も1名含めております。それで合計13名になっております。

7 番 齋賀弘孝君

では、何でこれ二枚目に、支障を及ぼすおそれがあるときは当分の間、この条例による改正後の幌延町家庭的保育っていう説明をしたのかっていうところ、国の説明だからこういうふうにしたということ、幌延町はたまたま保育所にお世話になってる子供の数が心配するほど、言葉悪いですけども、少なかったのが大丈夫だよということによろしいですか。

保健福祉課長 島田幸司君

今回のこの国の改正につきましては、あくまでも、都会の保育に関わる部分で、保育士が少ないというところで、附則については経過措置として当分の間ということが今回書かれているということです。

先ほど私の方で説明したとおり、今の幌延町の現状としては、都会と比べると、そこまで子供の数がいないということで、今回の改正後についても何ら影響ないというふうに答弁をさせていただきました。

この部分は、経過措置としてここを削ってもいいのかなとは思ったんですけども、ちょっと道にこのことを確認した内容の結果、この部分については残してくれということで、今回、経過措置として条例改正の方向で行っております。以上です。

議長 西澤裕之君
ほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号「北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村上貴紀君

議案第3号「北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

この度、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、本年12月2日以降、現行の被保険者証が発行されなくなることから、北海道後期高齢者医療広域連合の規約を変更する必要性が生じました。

この規約の変更にあたっては、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体の協議が必要となることから、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

変更の主な内容は、第4条で規定する広域連合及び関係市町村において処理する事務から被保険者証などの発行に関連する事務を削り、文言を整理するものです。

次に、附則であります。この規約は北海道知事の許可の日から施行する規定となっております。

以上、議案第3号「北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

議案第4号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和6年度施行 問寒別地区給配水管改修工事、契約の方法は、指名競争入札による契約、契約金額は1億4,190万円、契約の相手方は、天塩郡幌延町字幌延221番地1 土屋建設株式会社 代表取締役 堂 俊英 氏で現在、仮契約中です。

入札に係る指名業者は5社で、所在の内訳は、幌延町2社、豊富町2社、天塩町1社。予定価格は1億4,408万9千円。落札率は98.48%。第1回目の入札で落札しております。

工事概要につきましては、問寒別地区において配水管の敷設等について施工するもので、工事延長は3,520.54m、橋梁添架工2箇所、道道横断工2箇所、給水管布設工4箇所。工期は令和7年2月20日までとしております。

以上、議案第4号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君
これより質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今回の改修工事はね、この道路を横断させるのが目的で、道路を横断して、それぞれの家庭のメーターの所まで工事をするということはないんですよね。それとも、メーターの所まで工事やってしまうんですか。

議 長 西 澤 裕 之 君
暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

上下水道主査 鎌 田 和 巳 君

今の質問にお答えします。

今回の道路横断工に含めて、各家庭の家のメーターの所まで配管はいたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

以前の説明にあったかと思うんですけども、それぞれの家庭によっては、問寒別地区ですね。今現在、水道のメーターがもう一つしかない。その一つのやつで営農用とか家庭用に分けてるんですけども、今回この新しい改修工事に伴って水道の蛇口あるところ全てにメーターを付けるという話もあったかと思うんですけども、では、今、1個しかない水道のメーター、2個しかない水道メーターを、三つ造成しても、その三つの工事もやっていくということですか。

水道のメーターどこに付けますかっていう確認は、いつやって、それによっては、また工事の内容が変わってくるかと思うんですけども、お願いします。

上下水道主査 鎌 田 和 巳 君

今の御質問にお答えします。

メーターの取付け位置とメーターの個数に関しては、設計の段階で確認いたしまして、各家庭の設置する所を決めてますので、それによって設計を行っております。

議 長 西 澤 裕 之 君
ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号「令和6年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂 敦 君

議案第5号「令和6年度 幌延町一般会計補正予算 第2号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、問寒別町民会館の修繕、地域運営実験拠点の改修事業、集落支援員及び地域おこし協力隊員の活動経費、取り付け道路の横断管補修、防災備蓄庫の新設など、緊急な課題に対応するための予算を計上しております。

1 ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,327万4千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を61億2,929万4千円にしようとするものです。

第2項「第1表 歳入歳出予算補正の主な内容」について説明いたします。

2 ページをお開きください。

初めに歳入ですが、14款、国庫支出金1,665万6千円の減、15款、道支出金3,326万9千円の減、19款、繰越金5,949万9千円の増、21款、町債5千万円の増などで、歳入合計6,327万4千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款、総務費4,069万9千円の増、7款、商工費578万6千円の増、8款、土木費798万4千円の増、9款、消防費328万1千円の増、10款、教育費470万3千円の増などで、歳出合計6,327万4千円の増額補正です。

第2条、地方債の補正ですが、4ページをお開きください。

各補助事業において、国庫補助金及び道補助金の交付決定により減額が見込まれることから、問寒別地区農業用水道施設改修事業の地方債限度額9,180万円を1億2,510万円に、橋梁長寿命化改修事業の地方債限度額1億1,560万円を1億2,820万円に補正することとし、国保診療所の医療機器等を追加整備するに当たり、医療機器等整備事業の地方債限度額1,020万円を1,080万円に、また、防災備蓄庫整備事業280万円を新たに追加することにより、地方債限度額の合計9億8,020万円が10億3,020万円になります。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

16 ページをお開きください。

2款1項1目、一般管理費では、中間サーバーの次期システム設計・構築費及び移行経費の国費措置分として、社会保障・税番号制度システム管理費261万9千円の増です。

2款1項2目、自治振興費では、問寒別町民会館の正面玄関スロープ改修など修繕経費として、住民自治管理費413万9千円の増、問寒別地区における地域運営実験拠点家屋の改修経費として、地域運営実験拠点改修事業2,247万8千円の新規計上、集落支援員活動経費、地域運営組織への活動支援及び運営費補助などの経費として、集落支援活動運営事業1,004万4千円の増です。

18ページをお開きください。

3款1項1目、社会福祉総務費では、国保診療所における医療機器等の整備事業の財源として、国民健康保険診療所特別会計への繰出金80万1千円の増です。

20ページをお開きください。

7款1項2目、観光費では、地域おこし協力隊員の採用に伴う経費として、商工観光振興支援活動事業578万6千円の増です。

8款2項1目、道路維持費では、町道における取り付け道路の横断管補修経費として、道路維持管理費798万4千円の増です。

22ページをお開きください。

9款1項2目、防災費では、役場庁舎敷地への防災倉庫新設経費として、防災備蓄庫整備事業328万1千円の新規計上です。

10款4項3目、美術館費では、老朽化により修繕が必要となった金田心象書道美術館のパネルヒーター及び配管の取り換え経費として、金田心象書道美術館補修事業375万6千円の新規計上です。同7目、体育館費では、老朽化により使用不可となった総合体育館アリーナ清掃用床洗浄機の更新経費として、体育館管理費56万7千円の新規計上です。

次に歳入ですが、14ページをお開きください。

14款2項1目、総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備事業における国費措置分として、歳出同額の261万9千円の新規計上です。同4目、土木費国庫補助金では、国庫補助金の交付決定により、社会資本整備総合交付金595万9千円の減、道路メンテナンス補助事業1,331万6千円の減です。

15款2項4目、農林水産業費道補助金では、道補助金の交付決定により、農業水路等長寿命化・防災減災事業3,326万9千円の減です。

18款、繰入金では、歳出で説明させていただきました金田心象書道美術館の補修経費の財源として、心象記念文化振興基金繰入金370万円の新規計上です。

19款、繰越金では、収支不足の財源として、繰越金5,949万9千円の増です。令和5年度決算見込みにおける繰越額については、繰越明許費分を除いた純繰越金が1億8,200万円程度になることから、繰越金の当初予算額と今回の補正財源を除きますと、7,600万円程度が今後の留保財源になると見込んでいます。

21款、町債につきましては、第2条、地方債の補正で説明していますので、省略いたします。

以上、議案第5号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて歳出一括の質疑を終わります。

これより歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて歳入一括の質疑を終わります。

これより総括の質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

15ページにありますこの土木費国庫補助金です。

幌延町、これだけ橋も道路も、今、良い道路、良い橋というか、維持のためにやっているのに、なぜ、これ道路のメンテナンス補助事業こだけ減らされることになるのでしょうか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

国庫補助金の御質問でございますけれども、こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金の方は除雪費を、道路メンテナンス事業については橋梁の補修と事業の対象になっております。

こちらにつきましては、補助金の要望というのは、前年度から事業量を出しているところなんですけれども、最終的には国の予算の配分が決まった額がこの額というような形なので、事業はやっておりますし、補助対象となる事業も行っておりますので、事業量は減らさずに、頂いた補助金を使って事業をやりたいというふうに思っております。

こちらの減額分については、除雪費用については一般財源で賄うと。また、道路メンテナンス事業については過疎債、辺地債を使って予定した事業をこなしていきたいというように考えております。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今説明あったんですけども、補助事業を申請して、これだけの補助、国の予算も厳しいかということなんですけども、最終的には幌延町で令和5年度はこれだけ申請って言って、万度にこなくても、いずれかは帳尻が合うようになるんですか。それとも、その年、申請したらそれで、額で終わりということになるんですか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですけれども、補助率というものはあるんですけど、そこに対する交付決定額が下回っている部分ではありますので、頂いた額は全て収入して事業は行う考えでございます。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号「令和6年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長 古草 勝君

議案第6号「令和6年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算 第1号」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正については、修理が不可能となった医療機器の更新が主な要因であります。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,125万2千円にしようとするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額は、第1表により御説明いたします。

2ページをお開きください。

歳入については、4款、繰入金80万1千円の増で、歳入合計も80万1千円の増額補正です。

続きまして、3ページの歳出については、1款、診療所費80万1千円の増で、歳出合計も80万1千円の増額補正です。

以下、歳出、歳入の順に、補正の主なものについて、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

8ページをお開きください。

1款1項1目、診療諸費は、既定の予算額6億1,656万5千円に80万1千円を追加し6億1,736万6千円としており、補正の内訳は、部品が廃版となり修理が不可能となった医療機器を更新するため、医療機器等整備事業80万1千円の新規追加です。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

4款1項1目、一般会計繰入金では、この度の補正による調整として80万1千円の増額です。

以上、議案第6号「令和6年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算 第1号」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君
これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
これより歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 意見案第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業木材産業施策の充実強化を求める意見書の提出」についての件を議題とします。

意見案第1号について、提案理由の説明を求めます。

4 番 高 橋 秀 之 君

意見案第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業木材産業施策の充実強化を求める意見書」について提案理由を申し上げます。

本町をはじめ、北海道の森林は、地球温暖化の防止に向けた大きな役割が期待されており、産出される木材を有効活用した森林整備につなげていく森林資源循環利用の確立が急務となっています。森林を将来の世代に引継ぎ、環境への負荷が少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや防災減産減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に向けた施策の充実強化を図ることが必要として、森林の多面的機能の持続的発展のための予算確保や森林資源の循環利用推進に向けた支援拡充強化などを国に対し、強く要望するものであります。

以上、本案に御賛同くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております意見案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第1号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査・研究のため、本日より、次期定例会までの間、本議会は、必要と認められる事項、事案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査・研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思いません。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます、

よって、派遣する議員は、議長において指名することに決定しました。

日程第17 発議第2号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

令和6年6月6日付けをもって、まちづくり常任委員長及び情報推進常任委員長から所管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ、別紙のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いません。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これにて、令和6年第4回幌延町議会定例会を閉会します。
御苦労様でした。

(14時23分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 4番 高橋秀之

署名議員 6番 無量谷 隆

以上、記録する。

書記係長 藤田秀紀